

## アスベスト全面禁止までの道すじ

- 予防原則の実現を阻む省庁の力学とは -

2002.9.15

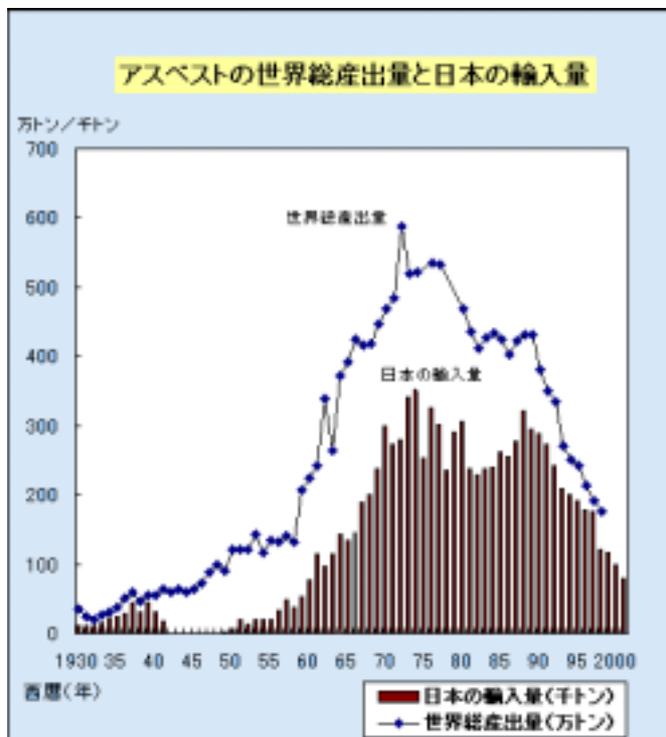
大内加寿子 (アスベストについて考える会)

質問主意書をひとつの契機として、全面的な禁止の方向が打ち出されたアスベスト。しかし、禁止実現の見通しは依然としてたっていない。

被害者増加のおそれが現実のものになって、ようやく禁止の方向に踏み出そうとしている省。主要な省庁でありながら、自分たちの施策の結果被害者が出て、それは他の省の仕事で自分たちには関係ないと、平然と知らんぷりを決め込む省。今まで業界に任せきりだったやり方を何とか変えてはみたものの、結局は業界の自主的な判断に委ね、業界の準備が整うのを待とうとする省。規制するのは自分たちの仕事、でも規制している物質をなくすのは自分たちの仕事ではないと、はじめから傍観者の立場を強調する省。そして、軍備に関係することには反対できないだと完全防備の様相の省庁、などなど。

そこには、国民が思いもつかない摩訶不思議な力関係が見え隠れしている。

禁止の方針を示しながら、いたずらにその実現を延ばすなら、それは犯罪的ともいえる行為になる。誰がどのような考えに基づいて、予防原則の実現を阻もうとしているのか、アスベストをめぐる考察のつづき。



### アスベスト

石綿 (せきめん、いしわた)

天然の繊維状鉱物

●-----●  
角閃石系 - 1995年に製造・輸入禁止

クロシドライト (青石綿)

アモサイト (茶石綿)

蛇紋石系 **現在も使用** (ほとんど輸入)

**クリソタイル** (白石綿)

●-----●  
**輸入量**

2000年 - 9万8千トン

2001年 - 7万9千トン

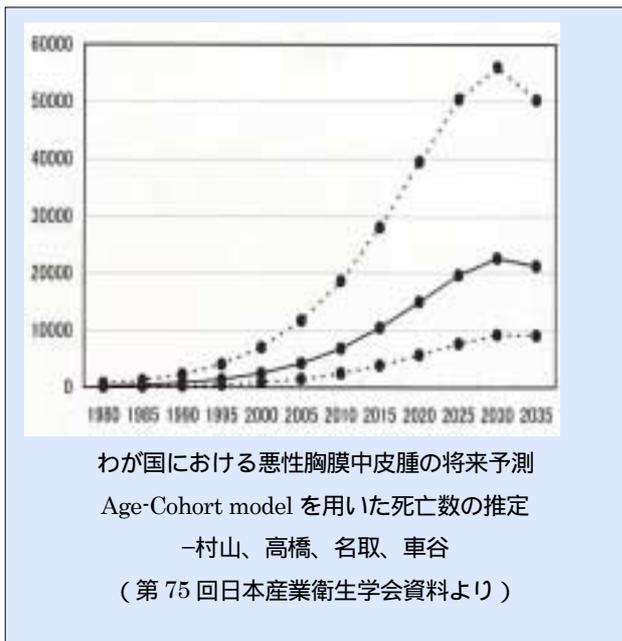
2002年 - 4万5千トン (推定)

9割以上がスレートなどの建材に使用されている。

詳しくはHPで見てください!!

アスベストについて考えるホームページ: <http://www.ag.wakwak.com/~hepafil/>





**悪性中皮腫とは**  
肺や心臓を取り囲む胸膜、心膜や腹膜に発生する悪性の腫瘍。ほとんどがアスベストが原因で発生するとされ、アスベスト曝露を示す「シグナル腫瘍 (signal-tumor)」とも呼ばれる。

**日本における悪性中皮腫者数(労災認定数)**

1995年	500人 (13人)
1996年	576人 (12人)
1997年	597人 (10人)
1998年	570人 (19人)
1999年	647人 (25人)
2000年	710人 (人)

参考：石綿対策全国連絡会議 HP 石綿対策情報：<http://homepage2.nifty.com/banjan/>  
アスベスト被害者の方たちの記録は、10月頃、上記ホームページに掲載される予定です。

**大阪のHさん**  
関西電力の発電所の下請けとして、19才の時から溶接や配管工事に従事。特に、溶接の火の粉が散ったときの養生のため、反物状になった石綿クロスを切断して使っていた。  
2001年3月28日、60歳の誕生日を迎えた次の日、悪性胸膜中皮腫のため亡くなられた。発病から1年2ヶ月。突然の発病、聞いたこともない病名にとまどう。絶望的な病名を告知されながら、死後の解剖を待たないと労災認定はできないといわれる。どうして自分は死ななければならないのか生きている間に教えてあげたいという家族の強い気持ちで、死の直前に労災認定。  
(<http://www.ag.wakwak.com/~hepafil/file/higaisha1.html>)

**アスベスト被害者の記録**

**東京のOさん**  
東京電力の下請けで変電設備の保全、清掃作業に従事。変電所の中でトランスの点検や掃除、配電盤の点検、備品交換などの作業を18年間していた。変電所の壁面には大量のアスベストが吹き付けられていた。  
1997年9月胸部圧迫感で受診。最初は肺がんと言われた。悪性胸膜中皮腫の診断後、胸膜の摘出手術を受けたが、1998年の3月亡くなられた。変電所以外にアスベストに曝露する機会はないことから、死後家族が労災申請。2年後労災認定。  
(<http://homepage2.nifty.com/banjan/html/taisaiku27hendensho.htm>)

**四国電力アスベスト労災裁判** (『石綿暴露-四国電力労災死事件訴訟』発行：晴耕雨読)  
昭和19年から昭和59年までの約40年にわたり、四国電力西条発電所の現場で電気運転員、電気補修員として働き、定期点検や日常の修理点検の際、アスベストに曝露。昭和58年12月発熱が続き入院。悪性中皮腫の診断。翌年2月末、54歳で亡くなられた。裁判の末、1999年和解成立。

<p>参議院議長 倉田寛之 殿</p>	<p>平成十四年五月十七日</p>	<p>質問第一四号</p>
<p>中村敦夫</p>	<p>右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。</p>	<p>アスベスト禁止措置に関する質問主意書</p>

2002年5月17日、中村敦夫参議院議員より、  
**「アスベスト禁止措置に関する質問主意書」** が提出された。

2002年6月28日、質問主意書に対する答弁書が閣議了承され、  
 坂口厚生労働大臣が記者会見を行った。これにより、日本がア  
 スベストの全面的な禁止に向かう方針が示された。

「白石綿についても、国民の安全、社会経済にとって石綿製品の  
 使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方  
 向で、検討を進めてまいる所存である。」(記者会見資料より)



**(質問と答弁の要旨)**

- 1、わが国におけるアスベスト関連疾患の死者数は、今後どのように推移すると予測しているか。  
 (予測は行っていない。)
- 2、わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数が、今後30年間で5万8千人程度と予測された研究結果をどう認識しているか。(承知しているが、診断技術の向上を考慮する必要がある等の意見もある。)
- 3、フランスのアスベスト禁止をめぐる、WTOが「管理して使用すれば安全」という考え方が現実には実現不可能という判断を示したことについて、政府の見解は。  
 (カナダの主張する「管理した使用」の手法は、フランスが設定した健康保護水準を達成するために行った禁止措置に代わるべき合理的手段として、採用しうるものではないとの考えを示したもの)
- 4、現在市場に流通しているアスベスト含有建材の製品名と製造者は。(別表)
- 5、現在市場に流通している建材以外のアスベスト含有製品の製品名と製造者は。(別表)
- 6、製造者や販売者は、アスベスト含有リスクについて消費者に分かりやすく明示すべきではないか。  
 (表示については関係業界に指導している。建材以外のアスベスト製品は消費者が直接触れる可能性は少ないこと等から、表示の必要はない。)
- 7、宣伝活動の際にアスベスト含有であることやリスクを示すよう、法令等による規制措置が必要ではないか。  
 (新たな規制を導入する必要はない。)
- 8、吹付けアスベストがある所で作業を行う者が、アスベストの危険性などの必要な情報を入手する方法は。  
 (事業者から必要な事項を知らされる。安全衛生センターのホームページで情報提供が行われている。)
- 9、今後のアスベスト被害者の発生を防止するため、わが国も全面的にアスベストの使用を禁止すべきであると考えているがどうか。  
 (現在使われている石綿についても、他の物質に代替できないか等を調査し、その結果を踏まえ、石綿の使用等の禁止措置について検討を行ってまいりたい。)
- 10、(略)

詳しくは**アスベストについて考えるHP**で  
<http://www.ag.wakwak.com/~hepafil/file/shuisho.html>

**石綿対策全国連絡会議 (BANJAN) の主催**で、2002年5月20日に厚生労働省交渉、7月24日に国土交通省、環境省、経済産業省交渉、9月5日に(社)日本石綿協会との意見交換が行われた。以下は、これらの活動に参加した印象を中心にしたまとめ。

### < 各省の対応 >

<b>厚生労働省</b>	<p>質問主意書が届く直前の会合。全国から集まったアスベスト被害者の家族ら 20 人も参加者が待つ中、時間がきても会議室の鍵もなく廊下で雑談をして待つ担当者たち。遅れて始まったことを謝りもしない。説明担当者は4月に着任したばかり、3月に行われたと報道された省間協議に参加した省の担当部局名すらわからないという。怒った参加者たちの声に前任者が呼ばれる。それでも明確な説明はなされなかった。後半、被害者のご家族のお話に涙を浮かべる担当者も。</p> <p>質問主意書にアスベスト禁止の方向をうち出したのは厚生労働省の意向だとされている。世界の動向はよく承知している。被害者急増の流れが表面化してきたため、自分たちの責任問題になる前にやめざるを得ないとの決断を下したのか？それでも、省内外の抵抗を受け、困難な状況の中で前向きな決断をしたといわれている。</p>
<b>国土交通省</b>	<p>冒頭、建築指導課の担当者は「アスベスト含有建材は、通常の使用状態では衛生上の問題を生じさせるような十分な科学的知見は得られていない」と説明。ところが、同席した営繕部では、使用者の立場から、有害性を認識しつつノンアス製品を使用しているという。</p> <p>建築基準法を所管する立場としては、国が禁止の決定をすれば建築材料から削除するだけだという。しかし、建築基準法の第1条には「国民の生命、健康…の保護を図り」という文言があるし、国土交通省の「環境政策大綱」には「環境低負荷型建築物の普及」「環境に対する影響の少ない利用のあり方等を提案する」と記載されている。建築指導行政の立場からもアスベストは禁止すべき物質になるのだ。</p> <p>被害者が出て厚生労働省の管轄で自分たちには責任は及ばない。9割以上が建材に使用されている中で、被害者急増の動き。誰が被害者を発生させているのか、国土交通省の責任は極めて重大になっている。</p>
<b>環境省</b>	<p>アスベストは大気汚染防止法で規制されている有害な物質、PRTR法の対象物質でもある。</p> <p>使うだけ使わせておいて、大気汚染防止のため、飛散防止に膨大な予算や人材を使うなら、そういう物質をできるだけ使わないようにする方法を考えるほうがいい。</p> <p>禁止まであと一歩に迫っている時、自分たちは反対はしないという立場で何もしていないことがいかに無責任か、環境省の行っている環境政策の限界をもっと深刻に受け止めてほしい。</p>
<b>経済産業省</b>	<p>代替化できるものとできないものの調査を行うというが、アンケートはほぼ例年どおりのもの。質問主意書の答弁書にあった製品名一覧も、独自に調査したと説明したが、聞くところによれば業界団体に任せたと話。業界におんぶに抱っこでどういう有効な指導ができるのか。禁止の時期が決まれば業界も本腰を入れるだろうというが、それは自分たちのことか？</p>

### < 他団体の対応 >

<b>日本石綿協会</b>	<p>使用量が減少すればするほど業界団体としては力を失ってしまう。禁止目前の建材部門はあきらめ、それ以外の石綿工業製品は存続の方向で、ニチアスなど主要なメーカーが中心になって業界の建て直しを図る？</p> <p>建築物に残されている膨大な量のアスベストをどうするのか、業界全体を巻き込んだ具体的な対応が急務。</p>
<b>連合</b>	<p>主要建材メーカーだった松下電工とクボタが、昨年、アスベストの使用禁止を決めている。</p> <p>主意書の回答で政府が禁止の方向を出した後、連合は、坂口厚生大臣の発言は政府回答より踏み込んだ回答だが、政府の回答は労働者や消費者の健康障害を軽視した回答で、断固糾弾するとしている。</p> <p>連合では大企業の労働者の意向が反映されやすい。国が全面禁止の方針を出す前の段階で、連合がアスベスト禁止に対してどの程度積極的な動きをしてきたかは疑問。</p>

### < 議会の対応 >

<b>議会</b>	<p>問題ごとに議員には縄張りがある。議員には派閥の他、当選回数や役職経験などによるランクがあり、縄張りやランクを乱した行動をすると議員も大事な問題もつぶされるはめに。民主党は連合が反対する動きはできない。</p>
-----------	---